

# 令和8年度 札幌市立東白石中学校いじめ防止基本方針

札幌市立東白石中学校

## 1. はじめに

国では、いじめ防止対策推進法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

## 2. 「いじめ」を防ぐ学校に

「いじめ」は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。そして、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる可能性がある。

学校は、信頼関係の中で、安心・安全に生活、学習できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め、認められる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいき、そうした中で、生徒の自己肯定感や自己有用感を育て、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

これらの基本的な考えをもとに、教職員は日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、自らが姿勢を正し、「いじめ」に対して、学校全体で組織的に対応していく。

【いじめとは（いじめ防止対策推進法より）】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### 3. いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

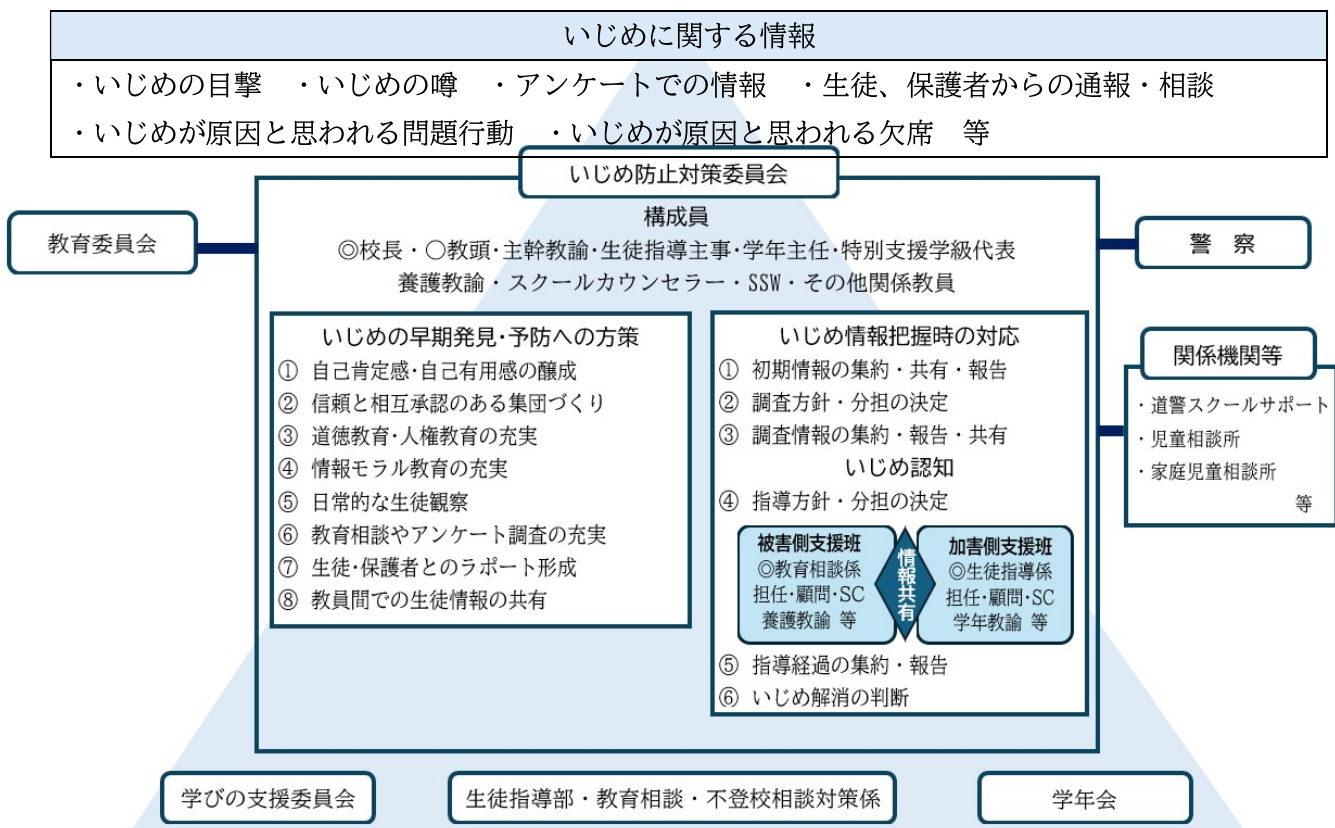
また、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合などにおいて、当該生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った生徒に対して教育的指導を適切に行う。

#### ◆具体的ないじめの態様

- \*冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \*仲間はずれ、集団による無視をされる
- \*軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \*ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \*金品をたかられる
- \*金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \*パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

### 4. いじめ防止等の対策のための組織の設置



(1) 組織の構成員・開催等について

- ① いじめに係るささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、全教職員で共通理解し、組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。
- ② 組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係るすべての取組は、校長の監督の下で行う。
- ③ 構成については、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級代表、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員（担任・相談支援パートナーや部活動顧問など）とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などを加えることができる。
- ④ いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催し、定例の会議で再度確認する。
- ⑤ 校長が不在の場合は、教頭が全体の調整を図り、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ⑥ 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

(2) 対策委員会の会議について

- ① 「いじめ防止対策委員会」による会議は、月1回開催する。
- ② 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ③ いじめに係るアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行う。
- ④ 会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、別に記録する。

(3) 対策委員会の役割について

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施とその状況を確認する。
- ② 教育相談、懇談、いじめアンケート、学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策がきちんと行われているかを確認し、必要に応じて改善策を検討していく。
- ③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信を通し、いじめ防止の意識を高める。随時、学校だよりやホームページ等を利用して、いじめ防止への取組状況や学校評価等をもとにして、成果・評価、課題などを発信する。
- ④ 教職員の共通理解と意識を高める。また、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」について確認し、改めて共通理解を図る。

(4) 定例の対策委員会（令和8年度 予定）

4月28日（火）（校務連絡会后）	10月28日（水）（校務連絡会后）
5月20日（水）	11月25日（水）
6月24日（水）（校務連絡会后）	12月25日（木）（職員打ち合わせ后）
7月24日（金）（職員打ち合わせ后）	1月27日（水）（学びの支援委員会后）
8月26日（水）	2月24日（水）
9月30日（水）	3月17日（月）（校務連絡会后）

## 5. いじめ防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年づくりを進め、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
- ② 生徒同士の活動や努力をきちんと認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全般を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を大事にし、命の大切さ、相手を思いやる豊かな心の育成に努める。
- ④ 情報モラル教育を大切にし、インターネットの正しい利用やマナー等について理解させ、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないよう継続的に指導する。
- ⑤ いじめに関する情報は、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- ⑥ いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。
- ⑦ 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

### (2) ネットいじめの未然防止

- ① ネットいじめやトラブルの事例等を生徒や保護者に示し、注意喚起する。
- ② 警察署員や教育委員会が委託するネットパトロール業者等による生徒や保護者向け安全教室を実施するなど、情報モラル教育を充実する。
- ③ 家庭でのスマートフォン使用等のルールづくりに向けた情報提供を行う。
- ④ 子どもがネットトラブル等で困ったときには、すぐに相談するよう促す。

### (3) いじめの早期発見の取組

- ① アンケート結果にもとづく教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- ② 生徒と教師との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、普段から相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話など外部の相談機関を紹介し、生徒がより相談しやすい環境を整える。
- ④ 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、必ず対策委員会で判断する。

### (4) いじめの相談や訴えに対する初動

- ① 内容の概要について確認し、管理職及び生徒指導主事による助言を経て、当該生徒（必要に応じてその保護者）より、担任等関係職員及び学年等関係部署の複数体制を原則として詳しい事情を聴く。
- ② 聞き取った内容を基に、上記①の体制を原則にして関係生徒からも聞き取りを行い、状況について整理する。
- ③ 原則として当日のうちに、相談内容や聞き取った内容について、当該生徒及び関係生徒の家庭へ連絡を取り、現在までの状況と今後の情報提供について伝える。
- ④ 聞き取った情報を精査したうえで資料を作成し、改めて対策委員会で今後の方針や対策・手だてを検討し、家庭へ連絡する。

## (5)いじめに対する措置

- ① いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実・情報の把握に努め、速やかに問題の解決・解消に向けた指導・支援を行う。また、複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、対策委員会において 集約と共有を図る。
- ② 事案への対応については、問題内容を十分考慮し、対策委員会を中心に迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、教育委員会、スクールソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関とも連携して対応する。
- ③ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応し、心のケアに努める。加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- ④ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行うよう指導する。
- ⑤ 学校が事実関係の把握において、起きたいじめが犯罪行為として取り扱うべきと認識した場合は、また、生徒の生命、身体、財産に被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に相談・通報を行い、連携して対応する。特に、ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や関係機関とも連携して対応を進める。
- ⑥ いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ⑦ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、対策委員会において行う。

◎いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針(最終改定 平成29年3月14日)P30～31】

## 6. 重大事態への対応

- (1)緊急性が高いと判断した事案や、重大事態につながる事が懸念される事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携をとって対応する。
- (2)学校が事実に関する調査を実施する場合は、対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3)調査結果については、関係生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態とは（いじめ防止対策推進法より）】

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とする。
- 3 生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申立てがある場合については、法や国・札幌市の基本方針のもと、関係機関と協議のうえで重大事態が発生したとして対処する。

## 7. 学校の取組に対する検証・見直し

- (1)「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう適時検討する。
- (2)いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び生徒との教育相談活動、保護者への学校評価アンケート等を実施し、対策委員会でいじめに関する取組の成果・効果、課題等の検討を行う。

## 8. その他

- (1)年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」の理解はもとより、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質の向上に努める。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」や学校いじめ対策組織について、各年度の開始時に児童生徒・保護者・関係機関等に説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」は年度当初にホームページに掲載し、周知を図る。
- (3)長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4)職員会議ごとに、生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する教職員の情報共有を行う。